

小委員会内規

1. 小委員会は、特定の検討事項が発生し、会長がその必要を認めた場合に、評議員会の承認を経て設置される。
2. 会長は、個人会員中より小委員会委員長1名と小委員会委員若干名を指名委嘱し、小委員会を組織する。会計監査委員は、小委員会委員長および小委員会委員を兼ねることができない。
3. 委員長と委員の任期は、小委員会の設置時に定める。任期の変更が必要な場合は、評議員会の承認を経て、任期を定めなおす。
4. 小委員会は、活動状況を評議員会および『言語研究』彙報欄において報告する義務を負う。

(1998年10月31日委員会決定。)

(2004年6月19日修正案可決。)

(2008年11月29日修正案可決。2009年4月1日施行。)

(2009年6月20日修正案可決。)

(2010年6月19日修正案可決。)

(2011年6月18日修正案可決。)